

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

令和 7 年 5 月

一般廃棄物最終処分場名： 船穂町不燃物処分場

維持管理の状況

1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

埋立は終了している。

2 残余容量調査（最新の測定値）

埋立は終了している。

3 定期的に点検するもの

規定項目	擁壁等	遮水工	調整池 (調整槽)	浸出液処理設備の 機能の状態	導水管又は 配管
点検日	令和 7 年 5 月 21 日	地下水質のモニタリ ングで、遮水工の点 検としています。	令和 7 年 5 月 21 日	令和 7 年 5 月 21 日	
異常の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
必要な措置 を講じた年 月日とその 内容					

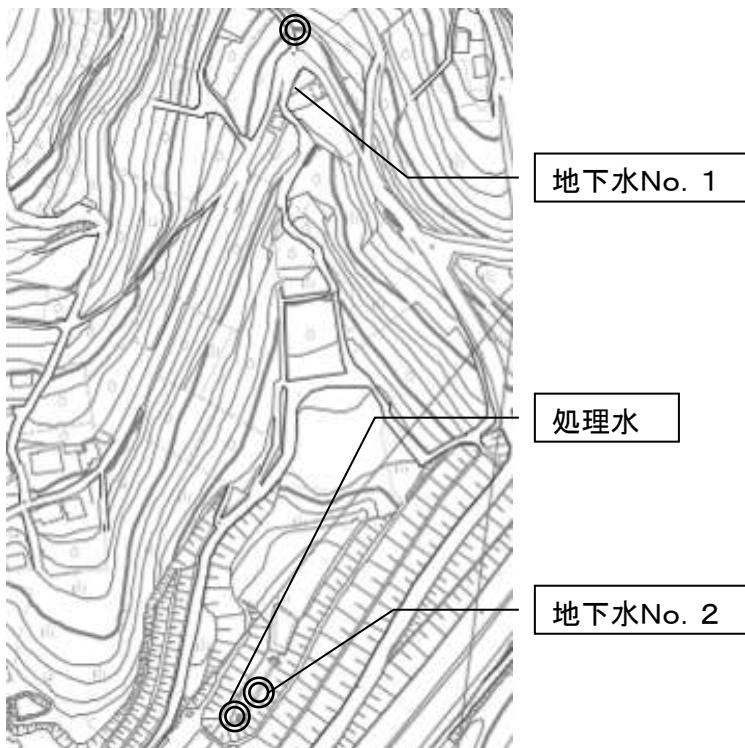
4 処理水及び地下水の水質並びに水質悪化を受けての措置

規定項目	処理水	地下水No. 1	地下水No. 2
採取場所	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。
結果の得られた日			
水質検査結果			
異常の有無	有 · 無	有 · 無	有 · 無
必要な措置を講じた年月日とその内容			

5 ダイオキシン類の測定及び水質悪化を受けての措置（最新の測定値）

規定項目	処理水	地下水No. 1	地下水No. 2
採取場所	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日	令和 6 年 11 月 8 日	令和 6 年 11 月 8 日	令和 6 年 11 月 8 日
結果の得られた日	令和 6 年 12 月 9 日	令和 6 年 12 月 9 日	令和 6 年 12 月 9 日
水質検査結果	0.041	0.0022	0.18
基準値	10	1	1
(結果単位)	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
異常の有無	有 · 無	有 · 無	有 · 無
必要な措置を講じた年月日とその内容			

6 地点図



測定分析結果報告書

(1) 処分場名	倉敷市船穂町不燃物処分場				
(2) 採取の年月日	令和7年5月13日				
(3) 結果の得られた年月日	浸出水: 令和7年5月20日			地下水: 令和7年5月22日	
(4) 水質検査の結果	(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)で測定を義務付けられているものに限る。)				
項目	採取場所	処理水	基準	No.1	No.2
塩化物イオン	mg/L		—	11	14
電気伝導率	mS/m		—	32	38
水素イオン濃度	—	8.0(23°C)	5.8~8.6		
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.6	60以下		
化学的酸素要求量	mg/L	3.7	—		
浮遊物質量	mg/L	12	60以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	—	鉛油5以下、動植物油30以下		
フェノール類含有量	mg/L	—	5以下		
銅含有量	mg/L	—	3以下		
亜鉛含有量	mg/L	—	2以下		
溶解性鉄含有量	mg/L	—	10以下		
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	10以下		
クロム含有量	mg/L	—	2以下		
大腸菌群数	個/cm ³	—	3000以下		
窒素含有量	mg/L	9.3	最大120以下、平均60以下		
りん含有量	mg/L	—	最大16以下、平均8以下		
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.03以下	—	—
シアノ化合物	mg/L	—	1以下	—	—
有機りん化合物	mg/L	—	1以下		
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.1以下	—	—
6価クロム化合物	mg/L	—	0.5以下	—	—
ひ素及びその化合物	mg/L	—	0.1以下	—	—
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	—	0.005以下	—	—
アルキル水銀化合物	mg/L	—	検出されないこと	—	—
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	0.003以下	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.1以下	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.1以下	—	—
ジクロロメタン	mg/L	—	0.2以下	—	—
四塩化炭素	mg/L	—	0.02以下	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	0.04以下	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	1以下	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.4以下		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L			—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	3以下	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	0.06以下	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	0.02以下	—	—
チウラム	mg/L	—	0.06以下	—	—
シマジン	mg/L	—	0.03以下	—	—
チオベンカルブ	mg/L	—	0.2以下	—	—
ベンゼン	mg/L	—	0.1以下	—	—
セレン	mg/L	—	0.1以下	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.5以下	—	—
クロロエチレン	mg/L			—	—
ほう素及びその化合物	mg/L	—	50以下		
ふつ素及びその化合物	mg/L	—	15以下		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	200以下		

表中の値等は、環境計量証明書から転記したものである。